

令和3年度 技術情報第4号
水稲 セジロウンカ

令和3年9月2日
静岡県病虫害防除所長

水稲のセジロウンカが平年よりも多く発生しています。
ほ場での発生状況に留意し、適切な防除をお願いします。

1 発生状況

8月中旬に県内5地域（田方平坦地、東部高冷地、志太榛原、中遠・西部、中遠（早期栽培））の各10地点における叩き落とし調査の結果、セジロウンカ（図1）の平均寄生数が4.5頭/株（平年1.9頭/株）と平年よりも多かった（表1）。特に、中遠・西部において9.5頭/株（平年2.1頭/株）、志太榛原で3.8頭/株（平年1.7頭/株）と高かった。

気象庁の1か月予報（8月28日～9月27日）によると、気温、降水量ともにほぼ平年並であり、本種の増殖に好適である。

2 防除対策

- （1）本種による主な被害は、飛来世代成虫の産卵による葉鞘の褐変（産卵痕）と、成虫・幼虫の吸汁害である。多発した場合には、吸汁により葉先からの黄化や穂の褐変を生じる。本種は比較的若いイネを好んで吸汁し生育の進んだイネは好まないため、出穂期頃になるとほ場外へ移出する。しかし、インディカ種由来の飼料用水稲品種等の新規需要米品種は本種に対する抵抗性が低いため、発生が多いと坪枯れ症状や全面枯れを生じることがある。
- （2）本種が多発しているほ場では、表2に示す薬剤を参考に防除を実施する。なお、斑点米カメムシ類の防除と併せて防除を行うことが望ましい。
- （3）なお、トビイロウンカ（図2）については、叩き落とし調査では確認されていない。



図1 セジロウンカ

（左：長翅型成虫、中央：短翅型成虫、右：幼虫）
特徴：背に白色の模様があり、幼虫は長い菱形



図2 （参考）トビイロウンカ

（左：長翅型成虫、中央：短翅型成虫、右：幼虫）
特徴：脂ぎった褐色で、幼虫は楕円形

表1 叩き落とし調査によるセジロウンカの発生状況

発生状況	地域名					
	田方平坦地	東部高冷地	志太榛原	中遠・西部	中遠(早期)	県全体
平均寄生数 (頭/株)	7.5 (4.4)	0.5 (0.5)	3.8 (1.7)	9.5 (2.1)	1.2 (0.7)	4.5 (1.9)
発生ほ場率 (%)	80 (74)	50 (24)	89 (57)	80 (60)	50 (41)	69 (51)

* 数値は10地点の平均値。()内は平年値(過去10年間の平均値)。

表2 水稻におけるセジロウンカのための主な防除薬剤¹⁾ (令和3年9月2日現在)

商品名	登録種類名	希釈倍率・使用量	使用時期	総使用回数	作用機構 分類コード (IRACコード) ²⁾
MR, ジョーカー粉剤DL	シラフルオフェン粉剤	3~4kg/10a		2回以内	3A
トレボン粉剤DL	エトフェンプロックス粉剤	3~4kg/10a		3回以内	3A
アルバリン顆粒水溶剤	ジノテフラン水溶剤	3000倍			
スタークル液剤10	ジノテフラン液剤	1000倍	収穫7日前まで	4回以内 ³⁾	4A
スタークル豆つぶ	ジノテフラン剤	250~500g/10a			
スタークル顆粒水溶剤	ジノテフラン水溶剤	3000倍			
エクシードフロアブル	スルホキサフロル水和剤	2000倍		3回以内	4C
キラップフロアブル	エチプロール水和剤	1000~2000倍		2回以内 ⁴⁾	2B
MR, ジョーカーEW	シラフルオフェン乳剤	2000倍		2回以内	3A
トレボンEW	エトフェンプロックス乳剤	1000倍	収穫14日前まで	3回以内	3A
トレボン乳剤	エトフェンプロックス乳剤	1000~2000倍			
トレボン粒剤	エトフェンプロックス粒剤	2~3kg/10a	収穫21日前まで	3回以内	3A
なげこみトレボン	エトフェンプロックス油剤	水溶性容器10個 (500ml)/10a	5葉期以降 (但し、収穫21日前まで)	3回以内	3A

1) 静岡県農業安全使用指針・農作物病害虫防除基準より抜粋。詳細や不明な点等は、病害虫防除所及び農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

2) 薬剤を作用機作ごとに分類した番号。薬剤耐性の発達を回避するためには、作用機作の異なる剤をローテーションで使用する必要がある。

3) 但し、育苗箱への処理及び側条施用は合計1回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計3回以内

4) 但し、は種時(直播)又は移植時までの処理は1回以内

3 防除上の注意点

(1) 飼料用米において、粳米への農薬残留に係る知見が十分に得られていない農薬成分については、農林水産省の指導^{*})に従い、次の事項を遵守する。

ア 出穂(ほ場において出穂した個体が初めて確認された時点以降をいう。以下同じ。)

以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは糞摺りをして玄米で給餌する

イ 粳米のまま又は籾殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂以降の農薬散布は控えるただし、表2の薬剤のうち、以下の農薬成分を含むものについては、上記ア及びイの措置を要しない(黄熟期等、食用米よりも早期に収穫する場合を除く)。

エチプロール、エトフェンプロックス、ジノテフラン、シラフルオフェン

* 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号、令和3年1月14日最終改正)。最新情報は独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページを参照。

URL: http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/21_658.html

(2) 薬剤等の詳細については、静岡県農業安全使用指針・農作物病害虫防除基準

(<http://www.s-boujo.jp>)を確認する。また、不明な点は病害虫防除所及び農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

【問合せ先】静岡県病害虫防除所

〒438-0803 磐田市富丘678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

URL <https://www.agri-exp.pref.shizuoka.jp/boujo/boujo.html>